きょうから…テレホンガイド

広報いわむろテレホンガイド
電話番号 ☎82-2200

村からの「お知らせ」「催しもの案内」などの情報をスムーズに、そしてスピーディにみなさんへ――と今日（六月一日）から〝広報いわむろテレホンガイド〟を開設します。

利用方法は、ご家庭から職場から都合のよい時間に電話のダイヤルを回すだけ。一週間分の情報がお聞きになれます。

利用時間は年中無休の24時間サービスです。「村の放送局」としてご自由にご利用ください。

ホットライン

消費者質問箱

相談は役場商工観光課（☎82)4111・内線131）

相談

〔ケース①〕セールスマンに勧められるまま、化粧品の購入契約をした。後で考えて不要なものを買ってしまったと思い、十日後に解約を申し出たところ、「クーリングオフ期間が過ぎているので、解約には応じられない」という。渡された書面には、確かにクーリングオフは四日間とあった。

〔ケース②〕訪問販売で購入した太陽熱温水器がたびたび故障し、使いものにならない。信販会社からの請求に対し支払わずにいたところ、催告状が届いた。どうしたらよいのか。

回答

昨年、割賦販売法が改正され、十二月一日から施行されました。いくつかの改正点がありますが、ご相談の内容に直接関係のあるのは、次の箇所です。

※クーリングオフの期間が四日から七日間に延長された（同時に、訪問販売等に関する法律も改正された）

※次のような場合は、信販会社などに対して支払いを拒むことができるようになった。

▽商品の引渡しがない
▽商品に欠陥があるなど使いものにならない。

今回の相談例は、両方とも法改正の内容をよく知らなかったことによるトラブルです。

■改正割賦販売法■

改正前の書類は――無効

ケース①は、業者が改正前の割賦販売法による古い書面を訂正せずに使ったもので、法的には無効です。

ですから、改めて「クーリングオフは七日間」であることを告げられ、その期間が経過するまでは解約できると解釈できます。この相談の場合も、改正割賦販売法に基づき、無条件で解約できました。

信販会社に――トラブルを知らせる

ケース②は、商品代金の支払い先が、立替払いをした信販会社であり、販売会社でない場合のトラブルです。

仮に、代金の支払い先も販売会社であったら、商品を完全に修理する、あるいは交換するなどして納得するまで支払いを拒むこともできます。

しかし、信販会社の場合、五十九年十一月以前は原則として支払いを拒絶することはできませんでした。

ところが、今回の改正で、販売会社とのトラブルが解決されるまで、信販会社への支払いを拒むことができるようになりました（ただし、支払総額が四万円未満の場合は、法の適用はありません）。

この場合、信販会社でも、そのトラブルを知っていることが必要です。この相談例の場合は〝知らなかった〟のが原因です。ですから、商品についてトラブルが発生したら、そのことをできるだけ早く信販会社に知らせておくことが大切です。

その際、信販会社から「支払い停止のお申立の内容に関する書面」が送られてきたときは、必要事項を記入して早めに提出するようにしてください。

言葉の履歴書 ㊲

洞が峠をきめこむ

「次の人事異動までは洞が峠をきめこむつもりさ」とか「選挙がすめば洞が峠をくだる政治家も多いはず」などというのは、戦国時代の武将筒井順慶の故事にもとづく表現です。

「洞が峠をきめこむ」は、どちらにも味方できるように形勢を観望すること、「洞が峠をくだる」は、その結果を見て勝者の側につくことを意味します。つまり「日和見主義者」の行動をさすわけです。

明智光秀は、天正十年（一五八二）六月二日、京都の本能寺で主君の織田信長を討ちました。高松城水攻めから急遽引き返してきた羽柴（豊臣）秀吉が、京都山崎の天王山で光秀と戦ったのは六月十三日。このとき、近くの洞が峠で戦況をながめていたとされるのが順慶で、光秀の敗北がはっきりしてから秀吉方についたと伝えられています。

状況判断が運命を左右することがあるのは、今も昔も同じ。特に大勢に変化がある時期には「洞が峠をきめこむ」人が少なくないようです。

おめでた・おくやみ

60年5月20日まで

（敬称略）

おめでた

氏名	前住所	新住所
水沢忠宏	間6	間7
（幸田）まゆみ	間7	
山田正	油島	油島
（木部）優美子	白鳥	
和田圭央	石瀬	石瀬
（佐藤）みよ子	中頸城郡	
本間修	和11	和11
（佐々木）陽子	吉田町	
川上節	和11	和11
（近嵐）奈美子	西川町	
村井亜弥	5・3	広義	和12
後藤美里	5・3	実	橋本
田中恵理子	5・4	隆男	和6
若林博明	5・8	伸一	和12
広田友香	5・11	隆司	和12

おくやみ

氏名	年齢	死亡月日	世帯主	住所
藤田ミヨ	88	4・23	久弥	石瀬
斉藤トシ	73	4・24	誠	和9
大岩サキ	83	4・29	文雄	和4
後藤タヅ	81	4・29	昭二	岩室
立島栄之助	100	4・30	ハツエ	間4
宝力三代治	67	5・6	サダ	間7
五十嵐キイ	61	5・8	定一	新谷
永塚藤一郎	65	5・9	農夫	富岡
稲垣庄次郎	78	5・10	義一	夏井
早川愛	70	5・19	寛一	和3

うぶごえ

氏名	生年月日	保護者	住所
大関未来	3・16	明夫	和5
安川美咲	4・13	直希	和1
小林康幸	4・26	悟	和12
渡辺綾結美	4・28	広	樋曽
山縣真恵	5・2	信幸	西長島

今月の納税

■村・県民税　一期
■国民健康保険税　一期

※納期限は6月30日です。

作業停電（6月）

問い合わせは東北電力巻営業所（☎72)2161）へ

▷21日午前9時～午後1時＝岩室・栄・橋本地区

暮らしの健康

新・シリーズ(3)

文責／保健婦

健康づくり

胃ガン検診について

―ねらわれているガンに！―

私たちが今日おそれている病気の代表として、ガンがあげられます。

岩室村のここ二～三年の死亡原因をみた場合、一位～二位を占めているのがガンです。ガンは年々増加している傾向にあり、ガンの中でも胃ガンにかかる人が多いようです。

これらガンが原因で死亡した人の検診状況を分析してみると、特に毎年胃ガン検診を受けていない…」ということで受診し、発見された人が半数以上を占めているようです。

検診後、〝異常あり〟と認められ、早期に適正な治療が実施されると、七〇～九五パーセントの割合で再発する心配はない、といわれています。発見が遅ければ遅いほどガンの進行もすすみ、治療も困難となってきます。

■59年の胃ガン検診状況
●対象…本村40歳以上の人（昭和59年調査）

岩室地区	3.7(%)
間瀬地区	6.1
和納地区	4.1
全地区	4.3

■他町村との比較
●56年度調査から（昭和56年調査）

岩室村	6.0(%)
弥彦村	10.4
巻町	17.1
県平均	9.9

●検診を受けていない人からガンが出ている傾向です。

●胃ガン
初期発見で完全に治そう

胃腸の具合いが悪いと感じたら、かかりつけの医師の指示に従い、レントゲン検査、胃カメラの検査などを受けましょう。

村でも、七月一日、二日、三日の三日間、「胃ガン検診」を実施します。

詳しいことは、後日お知らせしますが、ぜひ年一回、そして毎年続けて検診を受け、自分の健康確認をしましょう。

戦没者合同慰霊祭は
6月23日(日)に

村の戦没者合同慰霊祭を6月23日(日)、午前11時から村民体育館で行います。
遺族、来賓のみなさんには案内状を差し上げますので、ぜひご参拝ください。